

平成 20 年 5 月 27 日

日本放送協会

会 長 福 地 茂 雄 殿

調査報告書(要旨)

日本放送協会  
職員の株取引問題に関する第三者委員会

委員長 久保利 英 明

委 員 國 廣 正

委 員 塚 原 政 秀

## 第三者委員会調査報告書(要旨)

### 第1. 第三者委員会の設置と調査の概要

平成20年1月16日、証券取引等監視委員会（SESC）は、NHKが平成19年3月8日、放送した「株式会社ゼンショーがカップ・クリエイト株式会社をグループ化」するとのニュースに関し、3名のNHK職員がこの情報を職務に関し知り、放送前にカップ・クリエイト株を購入した（Z記者はゼンショー株も購入）ことにつきインサイダー取引の疑いがあるとして、NHKに対する立ち入り調査を開始した。

福地NHK新会長は、この事件について徹底した事案の解明と再発防止の提言を求めため、2月13日、「職員の株取引問題に関する第三者委員会」（以下、「第三者委員会」）を設置した。

### 第2. 第三者委員会の構成

第三者委員会は、NHK会長により任命された次の3名の委員により構成された。

委員長 久保利 英 明（弁護士）

委員 國 廣 正（弁護士）

委員 塚 原 政 秀（元共同通信社常務理事）

### 第3. 調査にあたっての第三者委員会の問題意識

わが国の報道機関には、言論、出版の自由を定めた憲法21条により「報道の自由」が認められている。「報道の自由」を確保するためには、事実を収集し、それを編集するという、報道に至る過程としての「取材の自由」が確保されなければならない。しかし、取材情報が報道以外の目的に用いられるとすれば、「取材の自由」は危機に瀕することとなる。

本事件はメディアにとって、単なる金融商品取引法違反を超えて、報道の自由を壊滅させかねない重大事件である。こうした観点から、当委員会は、調査結果については、NHK会長に提出するだけでなく、直接国民に報告することが必須であると考え、第三者委員会が調査報告書を直接公表する権限を有し、調査の過程と内容においてもNHK側は第三者委員会に一切の影響を及ぼさない旨をNHKと合意して調査を開始した。

### 第4. 調査体制

第三者委員会は3名の委員のほか、調査担当弁護士5名（竹内朗弁護士、野宮拓弁護士、水野信次弁護士、青木正賢弁護士、芝昭彦弁護士）を直属させた。委員及び調査担当弁護士の業務を補助するため、NHK職員の中から35名の調査補助者を第三者委員会の事務局（うち12名は専任）として配置した。さらに後述C調査用のデータベースの作成、検索、分析などの作業のため専門会社（株式会社KPMG FAS）を第三者委員会に直属させた。

第三者委員会は、「情報提供窓口」を設け、役職員の就業時間中の株取引や、職務上知り得た情報を利用した株取引などの情報を電子メール、信書またはFAXにより受け付けることとした。

## 第5. 第三者委員会の調査対象と結論

以上の考え方にに基づき、当委員会は、次の4種類の調査（A調査～D調査）を実施した。

### 【本件インサイダー取引の調査（A調査）】

当委員会は、SESC及び金融庁が認定して公表した法令違反事実の範囲に止まらず、3名が本件インサイダー取引を行うに至った経緯、本件インサイダー取引の詳細、本件インサイダー取引を可能にした報道情報システムの運用状況などを調査した。また、3名の行った本件インサイダー取引以外の「疑わしい取引」についても調査した。その結果、本件インサイダー取引が行われたこと及び「疑わしい取引」の存在を否定できないことが明らかとなった。

### 【本件インサイダー取引に関するNHK執行部による対応の調査（B調査）】

当委員会は、本件インサイダー取引に関連してNHK執行部が、事案の公表も含め、どのような対応をしたのかという事実関係を調査したが、隠蔽工作や違法な対応を認定するには至らなかった。

### 【全役職員等を対象とする株取引調査（C調査）】

本件インサイダー取引の発生は、NHK役職員に同種の行為が存在するのではないかとの疑いを生じさせた。事件発覚直後にNHK執行部の行った「緊急調査」の結果は必ずしも信用できるものではなかった。

そこで当委員会は、役職員等（全NHK役職員と一定範囲のスタッフ、関連団体従業員等）1万3221名を対象にして、株保有、勤務時間中の株取引の有無などを調査した。さらに株保有ありとの回答者2724名に対し、取引履歴の調査を行った。しかし、様々な理由から有効な委任状の提出がなかった943名については取引履歴調査に至らなかった。さらに報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引の有無を判断するために実態調査を行った。538万7899件に及ぶ報道システムに掲載された原稿と証券会社の協力により取り寄せた1961口座11万4533取引を突合する特殊な手法を考案して近接取引を抽出し、さらに証券会社から注文時刻を取り寄せて調査した。結果として51口座94取引が浮かび上がった。しかし、報道情報システムに掲載された情報を利用した株取引と認定できる取引は確認できなかった。

### 【職員等の本件インサイダー取引に対する意見、意識についての調査（D調査）】

当委員会は、本件インサイダー取引に関連する役職員等の意識調査及び意見聴取を無記名アンケート形式で行った。

## 第6. 調査の結果 原因論



1. インサイダー取引が同時多発的に発生した直接的原因
  - ①行為者らの倫理観、矜持、職業意識の欠如（プロ意識の欠如）
  - ②NHKにおけるインサイダー取引に対するリスク管理（コンプライアンス施策）の不存在
  - ③報道情報システムの不備及び運用規律の弛緩
2. 本件インサイダー取引の背景となったNHKの組織上の問題点
  - ①組織として職業倫理を確保する体制を欠いていた報道部門の弱体化
  - ②相次ぐ不祥事への事後的対応に終始し新しいリスクへの対応という視点を欠いたコンプライアンス施策による現場の疲弊
  - ③統一的、包括的な情報セキュリティ・システムの不在
  - ④組織の存続に対する部門を超えた一体的危機意識の乏しさ
  - ⑤組織の縦割り制度の行き過ぎによる部門間の人事・情報の分断

## 第7. 提言

第三者委員会はNHKに対し以下の諸施策の実行を提言する。

- ①「プロのジャーナリスト、報道機関とは何か」「公共放送の使命」の議論を組織内で活発に行う。
- ② NHKの使命を実現させるための意識改革をめざすコンプライアンス施策と研修を実施する。
- ③ リスク管理としてコンプライアンス施策を明確に位置づける。
- ④ NHKは、関連団体も一体として、懲戒制度の厳格かつ柔軟で実効性ある運用を確保する。
- ⑤ 縦割り組織を改編・変革する。
- ⑥ インサイダー取引を禁止する規定の制定と研修を実現する。
- ⑦ 報道情報システムへのアクセス権を有する者又は報道業務に携わる者については、株取引を全面禁止とする。
- ⑧ 職務に関連して知り得た情報の目的外利用の禁止、就業時間中の株取引を禁止する。
- ⑨ 報道情報システムの管理システムを改善し、運用基準を厳格化する。
- ⑩ NHKは再生に対する国民によるモニタリングを得るために定期的・継続的に検証番組を作成する。

## 第8. 結語

第三者委員会は、独立した第三者による当委員会を設置し、公共放送としての信頼を回復するために必要な調査活動を保証していただいた福地会長、ならびに誠実に調査に協力し、忌憚のない意見を述べていただいたNHKの役職員に敬意を表し感謝する。

以上